

証券コード 4397
2022年11月7日

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目5番18号
株式会社チームスピリット
代表取締役 荻島 浩司

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、株主の皆様におかれましても、感染防止の観点より、会場への当日のご来場はお控えいただくことを推奨させていただきます。その場合には書面によって議決権を行使できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、2022年11月24日（木曜日）午後6時必着にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

当日ご来場いただく場合は、ご自身の体調をご確認のうえ、必ずマスクの着用をお願いいたします。また、当社の判断により、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大の防止のために必要な措置（株主様の体調等次第ではご入場をお断りする場合がございます。）を講じる場合がございますので、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月25日（金曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー内
ベルサール東京日本橋5階 コンファレンスセンター
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第26期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告、計算書類、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://corp.teamspirit.com/ja-jp/>）に掲載させていただきます。

本株主総会においては、参加者全員のマスク着用、会場受付にて検温・手指のアルコール消毒を実施させていただきたく、予めお知らせするとともにご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。発熱が認められた株主様や体調不良と見受けられる株主様につきましてはご入場をお断りする場合がございます。また会場設営にあたっては、感染症の拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数には限りがあるため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。

資源節約のため、当日ご出席の際はこの「第26期定時株主総会招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

<株主総会当日のライブ配信について>

株主総会当日の様子を、インターネットでライブ配信いたします。具体的な視聴方法につきましては、同封の「株主様向け第26期定時株主総会のライブ配信について」のご案内をご確認ください。

ただし、本ライブ配信からは議場での議決権行使及びご質問を承ることはできませんので、予めご了承のほどお願い申し上げます。また、配信に際しては、ご出席株様の容姿が映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございますので、予めご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「すべての人を、創造する人に。」のミッションのもと、勤怠管理の高度化、勤務状況の可視化、経費精算等各種業務フローのデジタル化を1つのサービス内で実現し、クラウド環境を通してお客様に提供するERPのフロントウェア「TeamSpirit」並びに「TeamSpirit EX（注1）」を提供しております。

当社グループが提供するサービス領域における短期的な事業環境といたしましては、残業時間上限規制等を定めた「働き方改革関連法」（2019年4月施行）の中小企業への適用が2020年4月から開始されたことによる、「勤怠管理」の高度化ニーズの高まりが継続しています。さらに昨今、従来どおりのオフィスワークと在宅によるテレワークが混在したハイブリッドワーク等の多様な働き方に対応するため、労働時間の正確な把握だけでなく、仕事の見える化によるチームの活性化や非対面でのマネジメントの最適化を可能にする「工数管理」への需要も高まっています。

中長期的な事業環境といたしましては、人的資本経営に対する国内企業の関心が高まる中、経営戦略と適合的な人材戦略を実現するための生産性指標として「勤怠管理」や「工数管理」データの活用が期待されます。また引き続き、多くの企業において生産性向上に向けたDX（デジタルトランスフォーメーション）への取組みがさらに加速することが予想されます。特にエンタープライズ企業（注2）では、2000年頃に一斉導入されたERP並びに、それに付随したデータのエントリー機能を担う「勤怠管理システム」や「経費精算システム」といったERPのフロントウェアシステムのリプレイス需要が高まっています。従来、これらのシステムは各社独自の仕様で構築されるケースが一般的でしたが、昨今は更新投資やシステム保守費をかけることなく最先端のサービスを利用することができるSaaS（注3）への関心が高まっています。当社グループは、このようなエンタープライズ企業におけるDXニーズに応えるため、エンタープライズ企業向けの「TeamSpirit EX」を2021年3月1日より本格的に販売

しております。そして、「エンタープライズ市場開拓戦略（注4）」を成長戦略の柱に据えて、製品開発、マーケティング、営業の各領域に積極的な投資を行っております。

2022年8月期の経営成績は以下のとおりです。

ライセンス受注状況に関しては、GBセグメント並びにMMセグメント（注5）の新規・追加受注が堅調に推移しました。エンタープライズ企業向け製品の「TeamSpirit EX」についても、GBセグメントにおいて複数の新規受注を獲得し、エンタープライズ市場開拓戦略の加速に向けた手ごたえを感じております。さらに、カスタマーサクセスの活動を通じて既存顧客の解約率が低位に推移したことで、契約ライセンス数は382,046ライセンス（前連結会計年度末比18.8%増）となり、ARR（注6）は2,900百万円（同17.4%増）となりました。また、契約社数は1,644社（同113社増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,261百万円（前連結会計年度比12.6%増）となりました。内訳として、ライセンス売上高は2,706百万円（同14.9%増）、プロフェッショナルサービス売上高（注7）は555百万円（同2.4%増）となりました。ライセンス売上高はGBセグメント並びにMMセグメントが牽引し堅調に推移いたしました。プロフェッショナルサービス売上高は前連結会計年度において、一部機能の開発を伴う大口のスポットサポート売上を計上した反動もあり小幅な増収となりました。損益面に関して営業損失は118百万円（前連結会計年度は営業利益169百万円）となりました。主な要因は、「TeamSpirit EX」の機能強化を目的とした外部開発の利用拡大に伴う業務委託費の大幅な増加です。また、エンタープライズ市場開拓戦略を推進するために開発部門を中心に積極的な採用を行ったことによる人件費の増加、展示会イベントへの出展やWebマーケティング強化による広告宣伝費の増加等、計画どおりに成長投資を拡大させました。経常損失は126百万円（前連結会計年度は経常利益174百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は、一部の開発に伴う費用を損金不算入で処理しており、税務上の課税所得に対し法人税等を計上したことで90百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益122百万円）となりました。

なお、当社グループはSaaS事業の単一事業であるため、事業セグメント別の記載を省略しております。

(注1) TeamSpirit EX:2018年より一部のエンタープライズ企業のお客様に先行導入し機能拡張を行ってきた「TeamSpirit WSP (Workforce Success Platform)」を名称変更し、2021年3月1日より本格販売を開始したクラウドサービス。EXは、Enterprise Experience、Expansion、Extend、Exceedを連想させる略語。

(注2) 企業規模毎の定義は以下のとおり。

名称	定義
エンタープライズ企業	従業員が1,000名以上の企業
ミッド企業	従業員が100～999名の企業
スモール企業	従業員が99名以下の企業

(注3) SaaS:Software as a Serviceの略称で、サービスとしてのソフトウェアを指す。クラウドサーバーにあるソフトウェアを、インターネットを経由して利用できるサービス。

(注4) エンタープライズ市場開拓戦略:エンタープライズ企業におけるERPのフロントウェア(勤怠管理、工数管理、経費精算、ワークフロー等)は、手組みのスクラッチシステムやオンプレ型のパッケージシステムなどの利用が大半であり、それらのシステムをリプレイスしていく戦略。

(注5) セグメントの定義は以下のとおり。

名称	定義
GB/EBUセグメント	General Business/Enterprise Business Unit の略称で、1社あたりの契約ライセンス数が500ライセンス以上の企業から構成されるセグメント
EBUセグメント	Enterprise Business Unit の略称で、1社あたりの契約ライセンス数が4,000ライセンス以上の企業から構成されるセグメント
GBセグメント	General Business の略称で、1社あたりの契約ライセンス数が500～3,999ライセンスの企業から構成されるセグメント
MMセグメント	Mid Market の略称で、1社あたりの契約ライセンス数が100～499ライセンスの企業から構成されるセグメント
SMBセグメント	Small and Medium Business の略称で、1社あたりの契約ライセンス数が99ライセンス以下の企業から構成されるセグメント

(注6) ARR:Annual Recurring Revenueの略で、集計基準日時点の「TeamSpirit」(関連製品を含む)及び「TeamSpirit EX」(関連製品を含む)のライセンス収入から得られる月間収益の合計を12倍したものを。

(注7) プロフェッショナルサービス売上高：スポットサポート売上(新規導入支援等のスポット支援)、プレミアムサポート売上(年間契約の有償サポート)、その他売上(初期導入費用等)から構成。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の額は3百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (2019年8月期)	第 24 期 (2020年8月期)	第 25 期 (2021年8月期)	第 26 期 (当連結会計年度) (2022年8月期)
売 上 高 (百万円)	－	2,445	2,896	3,261
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	－	292	174	△126
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失 (△) (百万円)	－	255	122	△90
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	－	15.81	7.57	△5.55
総 資 産 (百万円)	－	2,810	3,171	3,364
純 資 産 (百万円)	－	1,445	1,577	1,534
1株当たり純資産 (円)	－	89.26	97.20	94.25

(注) 1. 当社グループでは第24期より連結計算書類を作成しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (2019年8月期)	第 24 期 (2020年8月期)	第 25 期 (2021年8月期)	第 26 期 (当事業年度) (2022年8月期)
売 上 高 (百万円)	1,820	2,445	2,896	3,261
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	244	279	160	△143
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	223	242	109	△106
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	14.27	15.03	6.75	△6.58
総 資 産 (百万円)	2,337	2,774	3,125	3,283
純 資 産 (百万円)	1,121	1,433	1,550	1,481
1株当たり純資産 (円)	71.18	88.49	95.53	90.96

- (注) 1. 当社は2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。この株式分割が第23期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.	100,000 シンガポールドル	100.0%	アジア・太平洋地域における TeamSpirit EXの開発・販売

(4) 対処すべき課題

当社グループが提供するサービスは、ポストコロナ時代の多様な働き方への対応やDXの推進による生産性の改善といった、「働くこと」を取り巻く企業の課題意識の高まりを背景に、今後もますますの需要増加が期待されます。当社グループのさらなる成長を実現するため、優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

① エンタープライズ市場の開拓

エンタープライズ企業のフロントウェアシステム(勤怠管理、工数管理、経費精算、ワークフロー等)のDXニーズに応えるため、一部のエンタープライズ企業のお客様に先行販売中であった「TeamSpirit WSP」を「TeamSpirit EX」に名称変更し、2021年3月1日より本格販売を開始しております。そして、「エンタープライズ市場開拓戦略」を成長戦略の柱に据えて、製品開発、マーケティング、営業の各領域に積極的な投資を行ってまいりました。2022年8月期において、GBセグメントで複数の新規受注を獲得しており、エンタープライズ市場開拓戦略の加速に向けた手ごたえを感じております。

当社は、同戦略を成功させることが中長期的な企業価値・株主価値の向上に資すると考えており、費用対効果の検証を行いながら、戦略的に先行投資を増大させていく方針です。

② ミッド・スモール市場の成長再加速

ミッド・スモール市場には多くの競合が存在しており、足もとの成長率はやや鈍化傾向にあります。運用利便性を向上させるUIの改善や継続的な新機能のリリースといった「TeamSpirit」の機能強化に加え、インサイドセールスやWebマーケティングの強化等、ミッド・スモール市場の成長を再加速させるために各種施策を推進してまいります。また、カスタマーサクセスの継続的な強化を行い、解約率の削減にも鋭意努めてまいります。

③ 優秀な人材の確保と育成

当社グループの中長期的な企業価値の向上に向けて、優秀で意欲的な人材を採用し、その定着を図ることは経営基盤を強固にしていくために非常に重要な課題であると認識しております。当社グループとしては積極的な採用活動を継続するとともに、適切な目標管理と人事評価を行い、優秀な人材の確保と活用に努めてまいります。また、従業員の職位、職務に応じた適切な研修を積極的に行い、人材の教育・育成を進めてまいります。

④ 「TeamSpirit」並びに「TeamSpirit EX」の知名度向上と契約ライセンス数の拡大

当社グループは2022年8月末時点で契約ライセンス数382,046ライセンス、契約社数1,644社と、クラウド・IT業界で一定の知名度を構築できているものと考えておりますが、日本国内企業の従業員数と当社契約ライセンス数を比較した場合、そのシェアは約1%程度と未だ低水準であり、大きな拡大余地が残されております。

当社プロダクトの「フロントウェア×Employee Success」という独自のポジショニングについて、見込み客となる企業により一層認知、評価していただき、契約ライセンス数を拡大させていくためには、戦略的かつ積極的なPR・マーケティング活動、セールス活動が重要であると考えております。

⑤ 中長期的な収益性の向上と安定したキャッシュ・フローの創出

当社グループは、中長期的なARR成長のために開発投資を中心に積極的な先行投資を進めており、2023年8月期は営業損失を計上する見通しとなっております。

主力製品である「TeamSpirit」は、高い収益性を誇り安定したキャッシュ・フローの創出に貢献しておりますが、「TeamSpirit EX」は未だ先行投資が続く状態であります。「エンタープライズ市場開拓戦略」を成功させることで「TeamSpirit EX」の早期黒字化を達成し、中長期的な収益性の向上と安定したキャッシュ・フローの創出を目指してまいります。なお、先行投資に関しては、その費用対効果を見極めながら規律を持った投資を行い、2026年8月期において営業利益率20~25%程度を目指していく方針です。

(5) 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

事業区分	事業内容
SaaS事業	働き方改革プラットフォーム「TeamSpirit」並びに「TeamSpirit EX」の提供

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年8月31日現在)

① 当社

本社	東京都中央区
----	--------

② 子会社

TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.	シンガポール
-------------------------------	--------

(7) 従業員の状況 (2022年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
162 (1) 名	29名増 (－)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しており、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイト）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当連結会計年度において従業員数が29名増加しております。これは主に事業の拡大等による採用の増加によるものであります。
3. 当社グループはSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
140 (1) 名	25名増 (－)	36.5歳	2.9年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しており、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイト）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当事業年度において従業員数が25名増加しております。これは主に事業の拡大等による採用の増加によるものであります。

(8) **主要な借入先の状況**（2022年8月31日現在）
該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年8月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 55,280,000株
- ② 発行済株式の総数 16,284,600株(自己株式1,915株を含む)

(注) 当事業年度において実施した譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度及び新株予約権の行使に伴う新株式発行により、57,000株増加しております。

- ③ 株主数 7,535名
- ④ 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
荻島 浩司	5,240,000	32.2
Draper Nexus Technology Partners2号投資事業 有限責任組合	1,532,800	9.4
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	602,200	3.7
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	521,477	3.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	497,400	3.1
THE BANK OF NEW YORK 133595	369,000	2.3
GOVERNMENT OF NORWAY	339,000	2.1
株式会社SBI証券	310,405	1.9
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	300,000	1.8
JP JPMSE LUX RE J.P. MORGAN SEC PL CEQ CO	208,000	1.3

(注) 持株比率は自己株式(1,915株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	荻 島 浩 司	—
取 締 役	古 市 克 典	株式会社Box Japan 代表取締役社長 株式会社寺岡製作所 取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	虎 見 英 俊	ミラックスセラピューティクス株式会社 取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田 邊 美 智 子	toBeマーケティング株式会社 監査役 note株式会社 監査等委員である取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	氏 家 優 太	青山総合法律事務所 パートナー 株式会社イングリウッド 監査役

- (注) 1. 監査等委員である取締役虎見英俊氏、田邊美智子氏及び氏家優太氏は、2021年11月30日開催の第25期定時株主総会において新たに選任され、同日付で就任しました。
2. 取締役古市克典氏、監査等委員である取締役虎見英俊氏、田邊美智子氏及び氏家優太氏は、社外取締役であります。
3. 監査等委員である取締役田邊美智子氏は、公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員である取締役氏家優太氏は、弁護士であり法律及び法務実務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役古市克典氏、監査等委員である取締役虎見英俊氏、田邊美智子氏及び氏家優太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（社外取締役を含む）であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年4月9日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、イ. 内において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、同時に取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しているものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a.基本方針

当社の取締役の報酬（以下単に「報酬」という。）は、当社グループの企業理念の実現を實踐する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとします。

b.業績連動報酬及び非金銭報酬以外の報酬の額又は算定方法の決定に関する方針

報酬の金額は、役位、職責等に応じて定め、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとします。

c.個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

報酬は、金銭による月例の固定報酬とします。

d.金銭報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬の割合については、役位、職責、業績、他社水準、社会情勢等を踏まえて決定します。

なお、当事業年度において業績連動報酬及び金銭報酬以外の報酬は制度として導入しておりません。

e.取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役が決定するものとします。その理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最適であるためです。代表取締役は、上記の各方針に従い社外取締役の意見を勘案して、取締役の個人別の報酬の内容を決定するものとします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち 社 外 取 締 役)	7 (2)	48 (7)
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	3 (3)	14 (14)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	3 (3)	3 (3)
合 計 (うち 社 外 役 員)	13 (8)	66 (25)

- (注) 1. 上記には、2021年11月30日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名、監査役3名を含んでおります。
2. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬額は、2021年11月30日開催の第25期定時株主総会において、年額200百万円以内 (うち社外取締役分は年額50百万円以内) と決議いただいております。なお、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。また、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬等は、定額での基本報酬のみで構成しています。当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は2名 (うち、社外取締役は1名) です。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2017年11月27日開催の第21期定時株主総会において、年額200百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該決議に係る取締役の員数は2名 (うち、社外取締役は1名) です。
4. 監査等委員である取締役の報酬額は、2021年11月30日開催の第25期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬等は、定額での基本報酬のみで構成しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名 (うち、社外取締役は3名) です。
5. 監査役の報酬限度額は、2017年11月27日開催の第21期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該決議に係る監査役の員数は3名です。なお、当社は、2021年11月30日開催の第25期定時株主総会決議により、同日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したため、2021年9月1日から2021年11月30日までの監査役の報酬等の額を記載しております。
6. 虎見英俊氏については、取締役在任期間分は取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に、監査等委員在任期間分は監査等委員である取締役に含めて記載しております。
7. 取締役会は、代表取締役荻島浩司に対し各取締役 (監査等委員である取締役を除く。以下、(注)7.において「取締役」という。) の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業務執行について評価を行うには代表取締役が適していると判断しているためです。なお、代表取締役は、取締役の報酬の内容の決定に関する方針に従い社外取締役の意見を勘案して、取締役の個人別の報酬の内容を決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役の古市克典氏は、株式会社Box Japanの代表取締役社長を兼任しております。同社と当社は代理店を通じてBoxサービスに関する取引関係がありますが、当事業年度におけるその割合は、当社の売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。また、株式会社寺岡製作所の取締役を兼任しておりますが、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役の虎見英俊氏は、ミラックスセラピューティクス株式会社の取締役を兼任しておりますが、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役の田邊美智子氏は、toBeマーケティング株式会社の監査役を兼任しております。同社と当社はTeamSpiritサービスに関する取引関係がありますが、両社にとって取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は1%未満）であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。また、note株式会社の監査等委員である取締役を兼任しております。同社と当社は同社の提供するサービスに関する取引関係がありますが、当事業年度におけるその割合は、当社の販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。
- ・監査等委員である取締役の氏家優太氏は、青山綜合法律事務所のパートナーと株式会社イングリウツの監査役を兼任しておりますが、各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 古市 克典	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、多くの会社役員としての経験及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 虎見 英俊	当事業年度に開催された取締役会15回のすべて、監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、多くの会社役員としての経験及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 田邊 美智子	取締役就任後に開催された取締役会12回のすべて、監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 氏家 優太	取締役就任後に開催された取締役会12回のすべて、監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役古市克典氏、虎見英俊氏、田邊美智子氏、氏家優太氏は、多くの会社役員等の経験を有しており、幅広い知見から当社経営に対して有用な助言・提案等を期待されており、在任期間中における各氏の助言・提案等によって当社の経営体制がさらに強化されたものと判断しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 「取締役会規則」、「経営会議規程」、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人は定められた職務権限及び職務分掌に基づいて業務を執行しております。
 - b. 「内部監査規程」に基づき、代表取締役の命を受けた直轄の内部監査担当を置き、各部門の業務執行の状況等について監査等委員会と連携して監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。
 - c. 「コンプライアンス規程」に基づき、委員長を代表取締役とするコンプライアンス委員会を設置し、企業活動の遵法性の確保、社会規範に反する行為の防止、全役職員の倫理意識を涵養する活動を推進しております。
 - d. 「コンプライアンス規程」に基づき、社内外の組織的又は個人的な不正行為等の相談や通報のために、社外の通報窓口又は内部監査担当につながる「ホットライン」制度を設けております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る記録文書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」等に基づき、適切に保管・管理しております。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 「リスク管理規程」に基づき、当社事業に相当程度の影響（損失）を与えるリスクを発見・特定し、主要なリスクについて対処するための体制の整備と見直しを行うものとし、ます。
 - b. リスク情報等は、取締役会及び経営会議等を通じて各ディビジョンリーダーより取締役及び監査等委員である取締役に対して報告を行うものとし、ます。
 - c. 不測の事態が発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとし、ます。
 - d. 内部監査担当は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとし、ます。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 経営会議は月に1回、又は必要に応じて随時開催し、取締役会で決定された経営方針に基づいて代表取締役が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議しております。
 - b. 取締役は、代表取締役の指示のもと、取締役会決議等に基づき職務を執行しております。
 - c. 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努めております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社及び当社子会社に共通する管理は、コーポレートディビジョンが統括します。
 - b. 子会社は、主管部門に定期的な報告を行い、重要事項については事前協議します。
 - c. 内部監査担当は、子会社の業務監査を行い、必要に応じて監査等委員会と連携します。
- ⑥ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができるものとします。
 - b. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員である取締役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。
- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制
その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制
- a. 監査等委員である取締役は、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の経営上重要な会議に出席し、必要に応じ文書を読覧し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。
 - b. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、監査等委員である取締役に対して、業務及び業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、「ホットライン」制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員である取締役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。
 - c. 監査等委員である取締役に報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。

- ⑧ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役は、社内の重要な会議への監査等委員である取締役の出席を拒めないものとし、ます。
 - b. 監査等委員である取締役は、内部監査担当と連携し、情報交換を行うとともに、必要に応じて内部監査に立ち会うことができるものとし、ます。また、会計監査業務について、会計監査人に会計監査の説明を受ける等の必要な連携を図り、実効性を確保するものとし、ます。
 - c. 監査等委員である取締役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に適合した研修等を受ける場合、当該費用を会社に請求する権利を有するものとし、ます。
 - d. 監査等委員である取締役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求した場合には、速やかに当該費用の支払いを行うものとし、ます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度において取締役会は20回（会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議5回を含む）開催され、取締役及び監査等委員である取締役の出席のもとで、報告及び議案の決議が行われております。当社の取締役会は取締役1名、社外取締役4名の5名で構成されており、社外取締役に対して事前に資料を共有し、取締役会にて十分な審議時間を確保し活発な議論が行われております。

② リスク管理体制

内部監査担当において、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査等委員である取締役に報告（4回）いたしました。

③ コンプライアンス管理体制

コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人への周知を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。また、コンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス違反の有無をモニタリングすることにより、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

④ 監査等委員である取締役の監査体制

監査等委員会を10回開催したほか、監査等委員である取締役は監査等委員会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っています。また、会計監査人や内部監査担当と連携した監査を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制を整備しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,820,332	流 動 負 債	1,829,992
現金及び預金	2,409,211	買 掛 金	6,498
売掛金及び契約資産	17,872	未 払 法 人 税 等	15,545
前 渡 金	285,507	繰 延 収 益	1,418,332
そ の 他	107,932	賞 与 引 当 金	22,247
貸 倒 引 当 金	△192	そ の 他	367,368
固 定 資 産	544,366	負 債 合 計	1,829,992
有 形 固 定 資 産	50,860	(純 資 産 の 部)	
建物附属設備	39,324	株 主 資 本	1,524,319
そ の 他	11,536	資 本 金	813,375
無 形 固 定 資 産	85	資 本 剰 余 金	803,375
そ の 他	85	利 益 剰 余 金	△91,922
投 資 そ の 他 の 資 産	493,421	自 己 株 式	△509
投 資 有 価 証 券	50,000	その他の包括利益累計額	10,387
繰 延 税 金 資 産	318,266	為 替 換 算 調 整 勘 定	10,387
そ の 他	125,154	純 資 産 合 計	1,534,706
資 産 合 計	3,364,699	負 債 純 資 産 合 計	3,364,699

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額	
売上 売上 販売 営業 営業 営業 営業 営業 経 税 法 法 当 親	上		3,261,515	
	上		2,148,131	
	上 及	総 び		1,113,384
	業	一 般	利 管 理	1,231,543
	業	外	損 収	118,159
	補 そ	助 金 の	収 入 他	550 106
	業	外	費 用	7,666
	為 株 そ	替 式 の	差 付 他	853 253
	常	損	失	126,275
	税 法 法	金 等 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額	前 当 期 純 損 失	126,275
法 人 税 等 調 整 額	税 等 調 整 額	額	45,591 △81,521	
当 期 純 損 失	純 損 失	失	90,346	
親会社株主に帰属する当期純損失			90,346	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益 累 計 額		純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包 括利益累計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	802,288	792,288	△17,365	△509	1,576,701	667	667	1,577,369
会計方針の変更による累積 的 影 響 額			15,789		15,789			15,789
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	802,288	792,288	△1,576	△509	1,592,490	667	667	1,593,158
当連結会計年度変動額								
新株の発行（新株予約権 の 行 使 ）	3,443	3,443			6,886			6,886
新株の発行（譲渡制限付 株 式 報 酬 ）	7,644	7,644			15,289			15,289
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△90,346		△90,346			△90,346
株主資本以外の項目の当連結会計 年 度 変 動 額（純 額）						9,719	9,719	9,719
当連結会計年度変動額合計	11,087	11,087	△90,346	-	△68,170	9,719	9,719	△58,451
当連結会計年度末残高	813,375	803,375	△91,922	△509	1,524,319	10,387	10,387	1,534,706

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1社
- ・ 主要な連結子会社の名称 TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.

② 非連結子会社の有無 なし

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、海外子会社及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8年～15年
その他	3年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益の計上基準

当社グループはERPのフロントウェア「TeamSpirit」並びに「TeamSpirit EX」を提供しております。顧客との契約から生じる収益は、ライセンス売上高とプロフェッショナルサービス売上高により構成されており、プロフェッショナルサービス売上高はプレミアムサポートとスポットサポートにより構成されております。

イ. ライセンス売上高

ライセンス売上高は「TeamSpirit」並びに「TeamSpirit EX」のライセンスを顧客に提供し、これらの役務提供をライセンスの契約期間にわたって継続的に行うことで履行義務を充足する取引であると判断しているため、契約期間にわたって収益を認識しております。

ロ. プロフェッショナルサービス売上高

スポットサポートは顧客に対して主として利用開始から本稼働までの期間において導入支援等を行うサービスであり、プレミアムサポートは本稼働後の運用支援を行うサービスです。これらのサービスは契約期間にわたって一定の役務提供を行うことで履行義務を充足する取引であると判断しているため、主として顧客と合意した契約期間にわたって収益を認識しております。

なお、顧客から収受した対価のうち、上記の収益認識基準を満たさないものについては、「繰延収益」勘定に計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、スポットサポート等につきましては、従来は契約に基づく役務の提供が完了した時点で収益を認識しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いにしたがっており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,616千円増加し、営業損失、経常損失、及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ1,616千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が15,789千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いにしたがって、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類への影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産318,266千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りによって繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、各連結会計年度末時点のライセンス数としております。将来の事業計画の策定においては、新型コロナウイルス感染症の影響は一定期間にわたり継続するものと仮定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である各連結会計年度末時点のライセンス数が、経営環境の変化や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少した場合には、課税所得の見積りが変動する可能性があります。その結果、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 48,903千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,284,600株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 1,915株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 4,800株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。また、投資有価証券は時価の変動リスクにさらされております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権及び敷金及び保証金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

ハ. 時価の変動リスク（減損損失が発生するリスク）の管理

投資有価証券の発行会社に対して定期的なモニタリングを実施し、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの悪化や当該会社の事業環境の変化等を把握しております。また、発行会社の事業展開をハンズオンによって支援することによって株式価値の向上を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」は現金であること、また「買掛金及び契約資産」、「買掛金」及び「未払法人税等」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券	50,000	50,000	－
資 産 計	50,000	50,000	－

(注) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,409,211	－	－	－
売掛金	17,872	－	－	－

(3) 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	－	－	50,000	50,000
資産計	－	－	50,000	50,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券は非上場株式の新株予約権であります。投資時期と連結会計年度末が近く、時価と帳簿価額が近似すると考えて帳簿価額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 94円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 5円55銭 |

8. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額（千円）
ライセンス売上高	2,706,335
プロフェッショナルサービス売上高	555,179
顧客との契約から生じる収益	3,261,515
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,261,515

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(5)会計方針に関する事項④収益の計上基準〕に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	期首残高（千円）	期末残高（千円）
顧客との契約から生じた債権	22,804	17,872
契約負債	1,193,715	1,418,332

(注) 1. 契約負債である繰延収益は、顧客から契約期間分の対価を一括で受領することによる契約負債で、契約期間にわたって売上高に振替がなされます。なお、当連結会計年度の期首時点での契約負債残高は、当連結会計年度の収益として認識しております。また、当連結会計年度中における契約負債の増減は主にライセンス数の純増による増加額が、収益の認識による減少額を上回ったことによるものです。

2. 当社グループでは、主に当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,738,672	流動負債	1,802,756
現金及び預金	2,327,514	買掛金	6,498
売掛金及び契約資産	17,872	未払金	179,963
前渡金	285,507	未払費用	92,104
前払費用	80,914	未払法人税等	14,270
その他	27,054	繰延収益	1,418,332
貸倒引当金	△192	預り金	35,835
固定資産	545,210	賞与引当金	22,247
有形固定資産	48,614	その他	33,504
建物附属設備	39,324	負債合計	1,802,756
工具、器具及び備品	9,290	(純資産の部)	
無形固定資産	85	株主資本	1,481,126
ソフトウェア	85	資本金	813,375
投資その他の資産	496,511	資本剰余金	803,375
投資有価証券	50,000	資本準備金	803,375
関係会社株式	8,574	利益剰余金	△135,115
繰延税金資産	318,266	その他利益剰余金	△135,115
敷金及び保証金	119,669	繰越利益剰余金	△135,115
資産合計	3,283,883	自己株式	△509
		純資産合計	1,481,126
		負債純資産合計	3,283,883

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		3,261,515
売 上 原 価		2,198,375
売 上 総 利 益		1,063,139
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,212,533
営 業 損 失		149,393
営 業 外 収 益		
業 務 受 託 収 入	10,468	
そ の 他	106	10,574
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	3,986	
株 式 交 付 費	853	
そ の 他	253	5,092
経 常 損 失		143,911
税 引 前 当 期 純 損 失		143,911
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	44,601	
法 人 税 等 調 整 額	△81,521	△36,919
当 期 純 損 失		106,992

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	802,288	792,288	792,288	△43,911	△43,911	△509	1,550,155	1,550,155
会計方針の変更による累積的影響額				15,789	15,789		15,789	15,789
会計方針の変更を反映した当期首残高	802,288	792,288	792,288	△28,122	△28,122	△509	1,565,944	1,565,944
当 期 変 動 額								
新株の発行（新株予約権の行使）	3,443	3,443	3,443				6,886	6,886
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	7,644	7,644	7,644				15,289	15,289
当 期 純 損 失				△106,992	△106,992		△106,992	△106,992
当期変動額合計	11,087	11,087	11,087	△106,992	△106,992	-	△84,817	△84,817
当 期 末 残 高	813,375	803,375	803,375	△135,115	△135,115	△509	1,481,126	1,481,126

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

投資有価証券 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(4) 収益の計上基準

当社グループはERPのフロントウェア「TeamSpirit」並びに「TeamSpirit EX」を提供しております。

顧客との契約から生じる収益は、ライセンス売上高とプロフェッショナルサービス売上高により構成されており、プロフェッショナルサービス売上高はプレミアサポートとスポットサポートにより構成されております。

① ライセンス売上高

ライセンス売上高は「TeamSpirit」並びに「TeamSpirit EX」のライセンスを顧客に提供し、これらの役務提供をライセンスの契約期間にわたって継続的に行うことで履行義務を充足する取引であると判断しているため、契約期間にわたって収益を認識しております。

② プロフェッショナルサービス売上高

スポットサポートは顧客に対して主として利用開始から本稼働までの期間において導入支援等を行うサービスであり、プレミアムサポートは本稼働後の運用支援を行うサービスです。これらのサービスは契約期間にわたって一定の役務提供を行うことで履行義務を充足する取引であると判断しているため、主として顧客と合意した契約期間にわたって収益を認識しております。

なお、顧客から収受した対価のうち、上記の収益認識基準を満たさないものについては、「繰延収益」勘定に計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「収益認識に関する会計基準」等の適用

連結計算書類における会計基準の変更に関する注記と同様のため記載を省略しています。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

連結計算書類における会計基準の変更に関する注記と同様のため記載を省略しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産318,266千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類における会計上の見積りに関する注記と同様のため記載を省略しています。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 45,207千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 1,513千円

短期金銭債務 20,659千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上原価

316,590千円

販売費及び一般管理費

29,370千円

営業取引以外の取引高

10,468千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

1,915株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税

3,510千円

ソフトウェア

385,769千円

賞与引当金

6,471千円

その他

17,363千円

繰延税金資産小計

413,115千円

評価性引当額

△94,849千円

繰延税金資産合計

318,266千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
連結 子会社	Team Spirit Singapore Pte. Ltd.	所有 直接 100.0%	管理業務受託 役員の兼任	管理業務受託 (注)	10,468	流動資産 その他	1,513

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 業務受託の取引条件は、業務内容を勘案して両社協議の上で決定しております。

9. 収益認識に関する注記

連結計算書類における収益認識に関する注記と同様のため記載を省略しています。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

90円96銭

(2) 1株当たり当期純損失

6円58銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月24日

株式会社チームスピリット
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 徹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西口 昌宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社チームスピリットの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社チームスピリット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月24日

株式会社チームスピリット
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚	徹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西口	昌宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社チームスピリットの2021年9月1日から2022年8月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月24日

株式会社チームスピリット 監査等委員会

監査等委員 虎見 英俊 ㊟

監査等委員 田邊 美智子 ㊟

監査等委員 氏家 優太 ㊟

(注) 監査等委員虎見英俊、田邊美智子及び氏家優太は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更いたしたく存じます。

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
	(電子提供措置等)
(新 設)	<u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
(新 設)	② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新 設)	<u>附 則 (2022年11月25日定款変更)</u>
(新 設)	1 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
(新 設)	2 本附則(2022年11月25日定款変更)は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営監視機能の強化及びグループガバナンス強化のため員数を1名増員し、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関して監査等委員会は、取締役会の監督と執行の在り方及び取締役候補者の選任基準等を確認し、検討しました。その結果、各候補者の選任に係る審議・決定プロセスは適切であり、かつ、すべての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	おぎしま 浩司 (1960年5月20日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1982年4月 日幸興産株式会社 入社 1983年4月 アイ・エヌ・エス株式会社 入社 1996年10月 有限会社ネットウェイ設立 代表取締役 1996年11月 当社設立 代表取締役（現任）	5,240,000 株
(取締役候補者とした理由) 荻島浩司氏は、1996年の当社設立以来、代表取締役として長年に亘り経営の指揮を執り、当社の発展に貢献してきました。当社の発展をリードしてきた実績に加え、当社の事業分野における豊富な経験と幅広い知見を有しており、更なる当社の発展のために、取締役候補者として選任しております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	とら み ひで とし 虎 見 英 俊 (1967年5月31日) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">新任</div>	1990年5月 デロイトトウシュートマツ(米国) 入所 1992年8月 三井信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社) ロスアンゼルス支店 入行 1998年4月 ハネウェルジャパン株式会社 入社 2009年7月 株式会社そーせい 執行役副社長 2012年5月 Sosei R&D Ltd. 取締役 2013年5月 そーせいコーポレートベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 2015年6月 株式会社そーせい 代表取締役 2017年9月 株式会社メトセラ 社外取締役 2019年3月 テラ株式会社 取締役 2020年5月 ミラックスセラピューティクス株式会社 取締役 (現任) 2020年11月 当社 取締役 2021年11月 当社 監査等委員である取締役 (現任)	一 株
(取締役候補者とした理由) 虎見英俊氏は、多くの会社役員の経験を有しており、幅広い知見に基づく有用な助言・提案等により、当社の発展に貢献してきました。監査等委員である取締役としての実績も含め、当社の更なる発展のために、取締役候補者として選任しております。			
3	ふる いち かつ のり 古 市 克 典 (1961年5月11日) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">社外</div>	1985年4月 日本電信電話株式会社 入社 1998年11月 Lucent Technologies Japan 入社 2000年7月 Level 3 Communications Japan 入社 2003年3月 PRTM Management Consulting(現PwC コンサルティング合同会社) 入社 2007年4月 同社 パートナー 2008年6月 日本ベリサイン株式会社(現デジサート・ジャパン合同会社) 執行役員社長 2009年3月 同社 代表取締役社長 2013年8月 株式会社Box Japan 代表取締役社長(現任) 2018年11月 当社 取締役 (現任) 2021年6月 株式会社寺岡製作所 取締役 (現任)	200 株
(社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割) 古市克典氏は、多くの会社役員の経験を有しており、2018年に当社の取締役に就任して以来、幅広い知見に基づく有用な助言・提案等により、当社の発展に貢献してきました。当社の更なる発展への貢献を期待し、引き続き社外取締役候補者として選任しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、当事業年度末（2022年8月31日）現在の株式数を記載しております。
3. 虎見英俊氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。本議案が原案どおり承認可決された場合、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）就任のため、本株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を辞任する予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 古市克典氏は、社外取締役候補者であります。
5. 古市克典氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、古市克典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、古市克典氏との間で会社法第427条第1項の規定する責任限定契約を法令の限度額で締結しております。同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、虎見英俊氏は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）就任のため、本株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を辞任しますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。また、本議案は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されたことを停止条件として、お諮りするものです。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
桑園寛之 (1971年12月31日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>	1995年4月 日本債券信用銀行入社 2009年5月 あおぞら銀行（旧日本債券信用銀行）退社 2009年6月 日本ベンチャーキャピタル株式会社入社 2014年6月 同社 執行役員 2016年6月 同社 常務執行役員 2017年6月 同社 取締役常務執行役員 2019年6月 同社 取締役専務執行役員（現任）	一 株
（社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割） 桑園寛之氏は、金融機関や投資会社での豊富なアドバイザー経験から培った高度な経営的見識を有しており、当該知見から当社経営に対して監督及び助言等が期待できることから、監査等委員である取締役候補者としております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社の株式数は、当事業年度末（2022年8月31日）現在の株式数を記載しております。
3. 桑園寛之氏は、社外取締役候補者であります。同氏が選任された場合は、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 桑園寛之氏が選任された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令の限度額で締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険により補填することとしております。候補者の選任が承認された場合、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー 内
ベルサール東京日本橋 5階 コンファレンスセンター
TEL 03-3510-9236



交通	銀座線・東西線・浅草線	日本橋駅	B 6 出口	直結
	銀座線・半蔵門線	三越前駅	B 6 出口	徒歩約 3 分
	J R 線	東京駅	八重洲北口	徒歩約 6 分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。